

7 畜産第 1083 号  
令和 7 年 7 月 18 日

北海道農政事務所長 殿

畜産局長

酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領等の制定についての一部改正について

このことについて、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領等の制定について」（昭和 58 年 11 月 30 日付け 58 畜 A 第 3777 号農林水産省畜産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知されたい。

今回の改正は、「令和 4 年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案も踏まえた対応である。

なお、都道府県知事に対しては、別添のとおり通知したことを念のため申し添える。

※同様の内容を、各地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長へも通知済み。

7 畜産第 1083 号  
令和 7 年 7 月 18 日

北海道知事 殿

農林水産省畜産局長

酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領等の制定についての一部改正について

このことについて、「酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領等の制定について」（昭和 58 年 11 月 30 日付け 58 畜 A 第 3777 号農林水産省畜産局長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、御了知いただくとともに、貴管内市町村への周知方よろしくお願ひします。

今回の改正は、「令和 4 年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案も踏まえた対応です。

なお、令和 12 年度を目標とする都道府県計画については、添付の酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領に基づき、北海道農政事務所長へ提出していただきますようお願いいたします。

※同様の内容を、他 46 都府県知事へも通知済み。

## 酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領等新旧対照表

新	旧
<p>酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領            昭和58年11月30日            58畜A第3777号 農林水産省畜産局長通知の別紙1            改正 昭和63年3月5日63畜A733号            平成8年3月13日8畜A281号            平成12年6月6日12畜A第1459号            平成17年5月25日17生畜第542号            平成22年8月27日22生畜第1101号            平成27年5月13日27生畜第180号            令和2年7月7日2生畜第564号  <u>令和7年7月18日7畜産第1083号</u></p>	<p>酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領            昭和58年11月30日            58畜A第3777号農林水産省畜産局長通知の別紙1            改正 昭和63年3月5日63畜A733号            平成8年3月13日8畜A281号            平成12年6月6日12畜A第1459号            平成17年5月25日17生畜第542号            平成22年8月27日22生畜第1101号            平成27年5月13日27生畜第180号            令和2年7月7日2生畜第564号</p>
<p>第1 都道府県計画            (略)            1 都道府県計画の作成に当たっての留意事項            (1) 基本的な考え方            今次基本方針は、<u>世界的な情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、資材やエネルギー価格の高騰による生産コストの上昇、生産年齢人口の減少、物流の2024年問題、地球環境問題への関心の高まり、海外市場の拡大等、我が国の酪農・肉用牛生産を取り巻く情勢の変化に対応していくものである。</u>            このため、都道府県計画に<u>あっても、こうした情勢変化を踏まえ、都道府県ごと、地域ごとの需給事情の変化、生産基盤の現状を分析した上で、課題を明確化し、その課題を解決するための具体的な施策を記載するものとする。</u>            なお、その際、大規模経営のみならず、中小規模の家族経営も含めた対応方策について、記述するものとする。            (2)～(4) (略)            2 都道府県計画の様式            都道府県計画は、別記様式第1号を参考として作成するものとする。</p>	<p>第1 都道府県計画            (略)            1 都道府県計画の作成に当たっての留意事項            (1) 基本的な考え方            今次基本方針は、<u>「海外市場を含め拡大が見込まれる需要に応えるための生産基盤強化」と「次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造」が二つの柱となっている。</u>  <u>この実現のために取り組むべき事項は、都道府県更には地域ごとにその状況を踏まえて、検討されるべきである。</u>            このため、都道府県計画には、<u>都道府県ごと、地域ごとの需給事情の変化、生産基盤の現状を分析した上で、課題を明確化し、その課題を解決するための具体的な施策を記載するものとする。</u>            なお、その際、大規模経営のみならず、中小規模の家族経営も含めた対応方策について、記述するものとする。            (2)～(4) (略)            2 都道府県計画の様式            都道府県計画は、別記様式第1号に定めるところにより作成するものとする。</p>

なお、基本方針の内容と調和するとともに、都道府県の区域における酪農、肉用牛生産及び国産飼料の生産・利用の現状及び将来の対応方向を十分勘案することができる他の既存の計画がある場合は、一体のものとして作成することを可能とする。

### 3 都道府県計画の記載上の注意

(1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針については、各都道府県の生乳・牛肉・飼料をめぐる近年の需給事情の変化・生産基盤の現状を分析した上で、持続可能な酪農、肉用牛生産及び国産飼料の生産・利用について基本的な考え方を記述するとともに、その他の関連事項として、①担い手の確保、経営力の向上、②労働力不足への対応、③家畜衛生対策の充実・強化、④安全確保の取組の推進、⑤アニマルウェルフェアの推進、⑥環境と調和のとれた畜産経営、⑦自然災害に強い畜産経営の確立、⑧暑熱対策の推進、⑨経営安定対策等の着実な運用、⑩消費者の理解醸成等について、基本的な考え方を記述するものとする。

(2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については、基本方針の内容と調和するものとする。国内の人口減少により需要の減少が見込まれることから、需給ギャップの解消を図りつつ、国内外の需要拡大を図ることが、今次基本方針の柱であることを踏まえて目標の検討を行うものとする。この際、基本方針において、輸出やインバウンド消費の拡大を進めていくこととしていることに留意するものとする。

なお、牛乳・乳製品については、関係者と地方公共団体が目線を合わせながら消費者の理解醸成や需要喚起対策を拡大する必要があることから、各自治体における取組や関係団体等の取組、関係者が協調した取組についても明記するものとする。また、牛肉については、適度な脂肪交雑や値ごろ感のある国産牛肉を求める消費者ニーズに対応することが重要なことから短期肥育・出荷月齢の早期化（早期出荷）の取組や交雑種・乳用種の需要拡大等の取組の方向性についても留意することとする。

(3) 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標については、各都道府県及びその周辺の都道府県で実際に行われている取組を踏まえ、基本方針の第3の2の(1)の「酪農経営」、同(2)の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、昨今の国際情勢の変化に伴う生産コストの上昇、農業従事者の高齢化や労働力不足に対応するため、①輸入飼料に過度に依存せず、耕畜連携も含め国産飼料の積極的な活用、②スマート農業技術や外部支援組織の効果的活用

### 3 都道府県計画の記載上の注意

(1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針については、各都道府県の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の需給事情の変化・生産基盤の現状を分析した上で、①肉用牛・酪農経営の増頭・増産、②中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承、③経営を支える労働力や次世代の人材の確保、④家畜排せつ物の適正管理と利用の推進、⑤国産飼料基盤の強化、⑥需要に応じた生産・供給の実現のための対応、⑦輸出の戦略的な拡大、⑧災害に強い畜産経営の確立、⑨家畜衛生対策の充実・強化、⑩GAP等の推進、⑪資源循環型畜産の推進、⑫安全確保を通じた消費者の信頼確保、⑬国民理解の醸成・食育の推進等について、畜産クラスター等による地域連携の取組も含めて、基本的な考え方を記述するものとする。

(2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については、基本方針の内容と調和を図るものとする。拡大が見込まれる国産畜産物への需要に対して、確実に応えるために生産基盤の強化を図ることが、今次基本方針の柱であることを踏まえて目標の検討を行うものとする。

(3) 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標については、各都道府県及びその周辺の都道府県で実際に行われている取組を踏まえ、基本方針の第3の2の(1)の「酪農経営」、同(2)の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、生産基盤を強化し、持続的な成長・発展を図るという観点から、ICT等の農業新技術の導入、コントラクターやTMRセンター、育成預託施設等の外部支援組織や他の畜産経営との連携等の取組を織り込んだ上で、「持続的・

等を実施することにより、持続的な経営を実現するモデルを示すものとする。

なお、指標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の指標を設定することが適当でない場合には、指標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給度の向上に関する事項等についても指標の区域区分に従って記載するものとする。

(4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標を設定するものとする。その際、国内外の需要に応じた生産を進める必要があることを踏まえた上で、各地域の状況に応じた土地や労働力等の経営資源に見合う持続可能な生産規模の選択の推進が不可欠であることに留意し、その実現に向けた具体的な取組を記述するものとする。

(5) 飼料の自給度の向上に関する事項については、飼料作物の作付面積や生産量の数値目標に加えて、地域計画に飼料生産を位置付けていくとともに地域の事情に応じて、以下の例を参考に重点化する取組を設定し、設定した取組の具体策について記述するものとする。

(重点化する取組の例)

- ・耕種農家と畜産農家との連携の推進
- ・飼料生産組織の運営強化
- ・草地基盤整備の着実な実施
- ・労働生産性や単収の面で有利であり、栄養価も高く地域の実情に適した飼料作物の作付拡大
- ・飼料用穀物、食品製造副産物といった地域の飼料資源等の活用
- ・販売時の品質表示、効率的な飼料輸送等による販売・流通の拡大
- ・スマート農業技術の開発・普及
- ・放牧の更なる活用や公共牧場の有効活用の推進

(6) 集乳及び乳業の合理化に関する事項のうち集送乳の合理化については、燃油高騰、2024年問題を背景とする運転手不足等に加え、酪農経営の点在化や乳業工場の再編等に伴い移送距離が延びており、合理的な生乳流通の重要性が増していることを踏

安定的な経営の実現」や「積極的な規模拡大の実現」を図るモデルとして、規模拡大を目指す経営のみならず、中小規模の家族経営が一定の所得を確保し、持続的な経営を可能とするモデルも示すものとする。

なお、指標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の指標を設定することが適当でない場合には、指標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、国産飼料基盤の強化に関する事項等についても指標の区域区分に従って記載するものとする。

(4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標に加えて、規模拡大を行う経営と、諸条件により規模拡大は困難だが、収益性の向上により一定の所得を確保し経営を維持しようとする経営、それぞれの取組について具体的に記述するものとする。

また、その際に行う地域連携の取組についても具体的に記述するものとする。

(5) 国産飼料基盤の強化に関する事項については、飼料自給率の数値目標に加えて、粗飼料生産基盤の強化のための取組と、輸入とうもろこしの代替品としての飼料用米、子実用とうもろこし等を利用する取組やエコフィードを安定的に供給する取組等を分けて記載するものとし、気象リスクへの対応や外部支援組織の育成・強化の具体策、放牧推進のための具体策について記述するものとする。

(6) 集乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項のうち集送乳の合理化については、酪農経営の戸数の減少や厳しい輸送環境を踏まえて、地域の関係者の合意形成を進め、更なる農業協同組合連合会・単位農協等の再編整備や生乳の集送や販売に関する

また、生乳流通体制の合理化・効率化を図り、物流コストの上昇幅を圧縮するために、クーラーステーション等の集送乳施設の整備、生乳流通の広域調整、納品時間の管理等の推進による、輸送距離や荷待ち時間の削減等の取組に関する具体的な措置について記述するものとする。

また、乳業の合理化については、引き続き、中小飲用乳業工場の再編・合理化と稼働率の向上を推進するための具体的な措置や、老朽化・偏在が課題となっている広域の需給調整機能を担う乳製品加工基幹施設についても地域の関係者が課題を共有しながら、その高度化を推進するための具体的な措置について記述するものとする。

肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項のうち肉用牛の流通合理化については、家畜市場に関して、出荷頭数の安定や子牛の斉一化等を通じ、セリの活性化、適正な価格形成の実現に貢献し、出荷者・購買者の双方にメリットがあることから、地域の実情を踏まえた再編の推進等を記述するものとする。

また、牛肉の流通合理化については、食肉処理施設の老朽化や稼働率の低下、労働力不足への対応として、再編や輸出型施設の整備、収益力の強化等の推進や、将来の再編に向けた施設同士の連携の強化、稼働率が高く生産量の多い中核的な基幹施設の合理化等に向けた具体的な取組について記述するものとする。

- (7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、(1)の①から⑩の事項のうち、計画期間中に特に重点的に取り組む事項があれば具体的に記述するものとする。

#### 4 協議の手続等

法第2条の3第4項の規定に基づいて、農林水産大臣に協議しようとするときは、別記様式第2号の協議書に加え、必要に応じて当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）の説明書並びに都道府県及び都道府県が定める区分ごとの農業及び畜産業の生産概況等に関する任意の資料を添えて地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

業務の指定事業者への委託・譲渡による集約・一元化、指定生乳生産者団体における貯乳施設の再編整備等に関する具体的な措置について記述するものとする。

また、乳業の合理化については、HACCPの制度化を踏まえ、高度な衛生管理水準を備えた乳業施設への再編・合理化の促進、牛乳・乳製品の安全性の向上や需要拡大等のための具体的な措置について記述するものとする。

更に、需要に応じて乳製品を供給する観点から、北海道を中心に乳製品の処理能力の確保やチーズ等の需要のある乳製品の製造体制の強化を図るための取組について記述するものとする。

肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項のうち肉用牛の流通合理化については、肉用牛の生産・流通構造の変化及び地域の実情に応じて、生産者が適期での出荷を行えるようにすることを旨として、年間を通じた安定的な市場開催、受精卵移植由来の肉用子牛を含めた取引頭数の増加等に向けた家畜市場の再編整備・機能高度化等を記述するものとする。

また、牛肉の流通合理化については、食肉処理施設の稼働率の低下や老朽化、労働力不足への対応を旨として、生産者・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者の連携体制の構築、食肉処理施設の再編整備、食肉処理・加工の自動化、高度な衛生水準の確保、と畜から精肉加工までの一貫製造体制の構築等、国産食肉の生産・流通体制の強化のための具体的な取組について記述するものとする。

- (7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、(1)の①から⑬の事項のうち、計画期間中に特に重点的に取り組む事項があれば具体的に記述するものとする。

#### 4 協議の手続等

法第2条の3第4項の規定に基づいて、農林水産大臣に協議しようとするときは、別記様式第2号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）の説明書及び都道府県及び都道府県が定める区分ごとの農業及び畜産業の生産概況等に関する任意の資料を添えて地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

なお、原則として、地方農政局長への提出は、第1回提出期限：令和8年1月16日、第2回提出期限：令和8年7月17日とし、都道府県ごとの状況に応じて対応可能ないずれかの提出期限を令和7年8月末日までに地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に登録するものとする。農林水産大臣は、提出を受けた計画に係る協議に対し、第1回提出期限に係るものについては令和8年3月20日まで、第2回提出期限に係るものについては令和8年8月末日までにそれぞれ回答するものとする。

ただし、特段の事情がある場合には、あらかじめ地方農政局と協議するものとし、この協議があった場合、地方農政局は、農林水産省畜産局総務課と協議するものとする。

## 第2 市町村計画

(略)

### 1 市町村計画の作成に当たっての留意事項

#### (1) 基本的な考え方

今次基本方針は、世界的な情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、資材やエネルギー価格の高騰による生産コストの上昇、生産年齢人口の減少、物流の2024年問題、地球環境問題への関心の高まり、海外市場の拡大等、我が国の酪農・肉用牛生産を取り巻く情勢の変化に対応していくものである。

このため、市町村計画にあっても、こうした情勢変化を踏まえ、市町村や地域ごとの需給事情の変化、生産基盤の現状を分析した上で、課題を明確化し、その課題を解決するための具体的な施策を記載するものとする。

なお、その際、大規模経営のみならず、中小規模の家族経営も含めた対応方策について、記述するものとする。

#### (2) (略)

#### (3) 資料の整備

市町村計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、可能な限り、次の事項について資料を整備するものとし、特に、酪農経営及び肉用牛経営の改善の目標を作成するために、十分な調査を行うものとする。

なお、地方農政局長への提出は、第1回提出期限：令和2年11月30日、第2回提出期限：令和3年1月19日、第3回提出期限：令和3年7月16日とし、都道府県ごとの状況に応じて対応可能ないずれかの提出期限を令和2年7月15日までに地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）に登録するものとする。農林水産大臣は提出を受けた計画に係る協議に対し、第1回提出期限に係るものについては令和3年1月29日まで、第2回提出期限に係るものについては令和3年3月18日まで、第3回提出期限に係るものについては令和3年8月18日までにそれぞれ回答するものとする。

ただし、新型コロナウイルス感染症への対応等、特段の事情がある場合には、柔軟に対応するため、この場合にあっては、あらかじめ地方農政局と協議するものとする。この協議があった場合、地方農政局は、農林水産省生産局畜産部畜産企画課と協議するものとする。

## 第2 市町村計画

(略)

### 1 市町村計画の作成に当たっての留意事項

#### (1) 基本的な考え方

今次基本方針は、「海外市場を含め拡大が見込まれる需要に応えるための生産基盤強化」と「次世代に継承できる持続的な生産基盤の創造」が二つの柱となっている。この実現のために取り組むべき事項は、都道府県更には地域ごとにその状況を踏まえて、検討されるべきである。

このため、都道府県計画には、都道府県ごと、地域ごとの需給事情の変化、生産基盤の現状を分析した上で、課題を明確化し、その課題を解決するための具体的な施策を記載するものとする。

なお、その際、大規模経営のみならず、中小規模の家族経営も含めた対応方策について、記述するものとする。

#### (2) (略)

#### (3) 資料の整備

市町村計画の作成に当たっては、その基礎資料とするため、次の事項について資料を整備するものとし、特に、酪農経営及び肉用牛経営の改善の目標を作成するために、十分な調査を行うものとする。

<p>ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）</p> <p>イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況）</p> <p>ウ 飼料生産状況</p> <p>エ 酪農及び肉用牛経営の状況（新規就農者数、離農農家数、法人化の状況（法人数、従業員数等）、酪農においては、生産者団体が調査した都道府県域内の空き牛舎、酪農経営の経営継続の意向、後継者の有無等）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 市町村計画の様式</p> <p>市町村計画は、別記様式第3号を参考として作成するものとする。</p> <p><u>なお、基本方針の内容と調和するとともに、市町村の区域における酪農、肉用牛生産及び国産飼料の生産・利用の現状及び将来の対応方向を十分勘案することができる他の既存の計画がある場合は、一体のものとして作成することを可能とする。</u></p> <p>3 市町村計画の基本的考え方</p> <p>(1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針には、各市町村の生乳・牛肉・飼料をめぐる近年の生産基盤の現状を分析した上で、<u>持続可能な酪農、肉用牛生産及び国産飼料の生産・利用について基本的な考え方を記述するとともに、その他の関連事項として、①担い手の確保、経営力の向上肉用牛・酪農経営の増頭・増産、②労働力不足への対応中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承、③家畜衛生対策の充実・強化経営を支える労働力や次世代の人材の確保、④安全確保の取組の推進家畜排せつ物の適正管理と利用の推進、⑤アニマルウェルフェアの推進国産飼料基盤の強化、⑥環境と調和のとれた畜産経営需要に応じた生産・供給の実現のための対応、⑦自然災害に強い畜産経営の確立輸出の戦略的な拡大、⑧暑熱対策の推進災害に強い畜産経営の確立、⑨経営安定対策等の着実な運用家畜衛生対策の充実・強化、⑩消費者の理解醸成等</u>について、基本的な考え方を記述するものとする。</p> <p>(2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については、<u>都道府県計画の内容と調和を図るものとする。国内の人口減少により需要の減少が見込まれることから需給ギャップの解消を図りつつ、国内外の需要拡大を図ることが、今次基本方針の柱であることを踏まえて目標の検討を行うものとする。この際、基</u></p>	<p>ア 乳牛及び肉用牛の飼養状況（飼養戸数、飼養頭数、1戸当たり平均飼養頭数）</p> <p>イ 生乳及び肉用牛の生産及び流通状況（生乳の生産及び出荷販売状況、雌子牛、肥育素牛及び肥育牛の生産及び出荷販売状況）</p> <p>ウ 飼料生産状況</p> <p>エ 酪農及び肉用牛経営の状況（新規就農者数、離農農家数、法人化の状況（法人数、従業員数等）、酪農においては、生産者団体が調査した都道府県域内の空き牛舎、酪農経営の経営継続の意向、後継者の有無等）</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 市町村計画の様式</p> <p>市町村計画は、別記様式第3号に<u>定めるところにより</u>作成するものとする。</p> <p>3 市町村計画の基本的考え方</p> <p>(1) 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針には、各市町村の酪農及び肉用牛生産をめぐる近年の生産基盤の現状を分析した上で、<u>①肉用牛・酪農経営の増頭・増産、②中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承、③経営を支える労働力や次世代の人材の確保、④家畜排せつ物の適正管理と利用の推進、⑤国産飼料基盤の強化、⑥需要に応じた生産・供給の実現のための対応、⑦輸出の戦略的な拡大、⑧災害に強い畜産経営の確立、⑨家畜衛生対策の充実・強化、⑩GAP等の推進、⑪資源循環型畜産の推進、⑫安全確保を通じた消費者の信頼確保、⑬国民理解の醸成・食育の推進等</u>について、<u>畜産クラスター等による地域連携の取組も含めて、基本的な考え方を記述するものとする。</u></p> <p>(2) 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標については都道府県計画の内容と調和を図るものとする。<u>拡大が見込まれる国産畜産物への需要に対して、確実に応えるために生産基盤の強化を図ることが、今次基本方針の柱であることを踏まえて目標の検討を行うものとする。</u></p>
---	--

本方針において、輸出やインバウンド消費の拡大を進めていくこととしていることに留意するものとする。

なお、牛乳・乳製品については、関係者と地方公共団体が目線を合わせながら消費者の理解醸成や需要喚起対策を拡大する必要があることから、各自自治体における取組や関係団体等の取組、関係者が協調した取組についても明記するものとする。  
また、牛肉については、適度な脂肪交雑や値ごろ感のある国産牛肉を求める消費者ニーズに対応することが重要なことから短期肥育・出荷月齢の早期化（早期出荷）の取組や交雑種・乳用種の需要拡大等の取組の方向性についても留意することとする。

- (3) 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標については、各市町村及びその周辺の市町村で実際に取り組まれている取組を踏まえ、基本方針の第3の2(1)の「酪農経営」、同(2)の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、昨今の国際情勢の変化に伴う生産コストの上昇、農業従事者の高齢化や労働力不足に対応するため、① 輸入飼料に過度に依存せず、耕畜連携も含め国産飼料の積極的な活用、② スマート農業技術や外部支援組織の効果的活用等を実施することにより、持続的な経営を実現するモデルも示すものとする。

なお、指標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の指標を設定することが適当でない場合には、指標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、飼料の自給度の向上に関する事項等についても指標の区域区分に従って記載するものとする。

- (4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標を設定するものとする。その際、国内外の需要に応じた生産を進める必要があることを踏まえた上で、各地域の状況に応じた土地や労働力等の経営資源に見合う持続可能な生産規模の選択の推進が不可欠であることに留意し、その実現に向けた具体的な取組を記述するものとする。
- (5) 飼料の自給度の向上に関する事項については、飼料作物の作付面積や生産量の数値目標に加えて、地域計画に飼料生産を位置付けていくとともに、地域の実情に応じ

- (3) 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標については、各市町村及びその周辺の市町村で実際に取り組まれている取組を踏まえ、基本方針の第3の2(1)の「酪農経営」、同(2)の「肉用牛経営」及び各経営指標の表中「経営類型の特徴」の記載方法を参考に、生産基盤を強化し、持続的な成長・発展を図るという観点から、ICT等の農業新技術の導入、コントラクターやTMRセンター、育成預託施設等の外部支援組織や他の畜産経営との連携等の取組を織り込んだ上で、「持続的・安定的な経営の実現」や「積極的な規模拡大の実現」を図るモデルとして、規模拡大を目指す経営のみならず、中小規模の家族経営が一定の所得を確保し、持続的な経営を可能とするモデルも示すものとする。

なお、指標の設定に際し、自然的経済的条件を異にするため、同一の指標を設定することが適当でない場合には、指標ごとに、それぞれの条件に応じて区域区分を行い、その区分ごとに指標を設定するものとする。

この場合には、生乳の生産数量の目標、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標、乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項、国産飼料基盤の強化に関する事項等についても指標の区域区分に従って記載するものとする。

- (4) 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項については、乳牛及び肉用牛の飼養頭数の数値目標に加えて、規模拡大を行う経営と、諸条件により規模拡大は困難だが、収益性の向上により一定の所得を確保し経営を維持しようとする経営、それぞれの取組について具体的に記述するものとする。
- また、その際に行う地域連携の取組についても具体的に記述するものとする。
- (5) 国産飼料基盤の強化に関する事項については、飼料自給率の数値目標に加えて、粗飼料生産基盤の強化のための取組と、輸入とうもろこしの代替品としての飼料用

て、以下の例を参考に重点化する取組を設定し、設定した取組の具体策について記述するものとする。

(重点化する取組の例)

・耕種農家と畜産農家との連携の推進

・飼料生産組織の運営強化

・草地基盤整備の着実な実施

・労働生産性や単収の面で有利であり、栄養価も高く地域の実情に適した飼料作物の作付拡大

・飼料用穀物、食品製造副産物といった地域の飼料資源等の活用

・販売時の品質表示、効率的な飼料輸送等による販売・流通の拡大

・スマート農業技術の開発・普及

・放牧の更なる活用や公共牧場の有効活用の推進

- (6) 生乳の生産者の集送乳の合理化のための措置については、物流コストの上昇幅を圧縮するための集送乳施設の整備や生乳流通の広域調整、輸送距離や荷待ち時間の削減等に資する市町村における具体的な措置について記述するものとする。

肉用牛の流通の合理化の措置については、生産者が適期での出荷を行えるよう出荷体制の強化のための取組等について具体的に記述するものとする。

- (7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、(1)酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針に記載した①から⑩の事項のうち、計画期間中に特に重点的に取り組む事項があれば具体的に記述するものとする。

(削除)

#### 4 協議の手続等

法第2条の4第4項において準用する法第2条の3第4項の規定により、都道府県知事に協議しようとするときは、別記様式第4号の協議書に加え、必要に応じて当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）並びに及び市町村の農業及び畜産業の生産概況等に関する任意の資料を添えて都道府県知事に提出するものとする。

米、子実用とうもろこし等を利用する取組やエコフィードを安定的に供給する取組等を分けて記載するものとし、気象リスクへの対応や外部支援組織の育成・強化の具体策、放牧推進のための具体策について記述するものとする。

- (6) 生乳の生産者の集送乳の合理化のための措置については、生乳の効率的な用途別計画生産の実施、指定生乳生産者団体が主体となって行う流通の安定とコスト低減を図るための取組を推進する観点から、市町村における具体的な措置について記述するものとする。

肉用牛の合理化の措置については、生産者が適期での出荷を行えるよう出荷体制の強化のための取組等について具体的に記述するものとする。

- (7) その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項については、(1)酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針に記載した①から⑬の事項のうち、計画期間中に特に重点的に取り組む事項があれば具体的に記述するものとする。

- (8) 酪農に関する事項又は肉用牛生産に関する事項のみをその内容とする市町村計画については、別記様式第3号のうち飼料の自給率の向上のための措置の部分を除き、当該事項について作成するものとする。

#### 4 協議の手続等

第2条の4第4項において準用する法第2条の3第4項の規定により、都道府県知事に協議しようとするときは、別記様式第4号の協議書に当該計画（変更の場合は、当該変更に係る部分）及び市町村の農業及び畜産業の生産概況等に関する任意の資料を添えて都道府県知事に提出するものとする。

なお、協議については、都道府県と相談の上、令和3年度中に市町村計画を作成できる

## 第3 その他

## 1 (略)

2 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則第2条の2の規定は、「市町村計画を作成することができる市町村の基準」を定めたものであるが、この基準を満たすことが確実でない判断される市町村において、計画的に酪農又は肉用牛生産の振興を図るため、市町村計画の内容に準ずる計画（以下、「準ずる計画」という。）を独自に作成することを妨げるものではない。

また、市町村が独自に「準ずる計画」を作成する場合であっても、国、都道府県、市町村が一体となって酪農及び肉用牛生産を振興していくことが望ましいことから、準ずる計画の内容についても都道府県計画と調和した内容とすることが適当である。

3 別記様式第1号及び様式第3号における「現在」欄については、原則として、令和5年度における「畜産統計」「畜産物流通統計」「作物統計」「耕地及び作付面積統計」等の各種統計を用いて記入し、「目標」欄については、令和12年度とする。

なお、記入時点については、「現在」及び「目標」欄とも期首（例えば2月1日）の数値とするが、「生乳の生産数量」「肉用牛の生産及び出荷頭数」等期間を伴う数値については、期間内数値（会計年度）を記入するものとする。

(参考)

「現在」

家畜の飼養頭数、戸数	令和6年2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等面積等	令和5年度（4月～3月） 令和5年度調査における各種資料

「目標」

家畜の飼養頭数、戸数	令和13年2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	令和12年度（4月～3月）

よう努めるものとする。

## 第3 その他

## 1 (略)

(新設)

2 別記様式第1号及び様式第3号における「現在」欄については、原則として、平成30年度における「畜産統計」「畜産物流通統計」「作物統計」「耕地及び作付面積統計」等の各種統計を用いて記入し、「目標」欄については、令和12年度とする。

なお、記入時点については、「現在」及び「目標」欄とも期首（例えば2月1日）の数値とするが、「生乳の生産数量」「肉用牛の生産及び出荷頭数」等期間を伴う数値については、期間内数値（会計年度）を記入するものとする。

(参考)

「現在」

家畜の飼養頭数、戸数	平成31年2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等面積等	平成30年度（4月～3月） 平成30年度調査における各種資料

「目標」

家畜の飼養頭数、戸数	令和13年2月1日現在
生乳の生産数量、肉用牛の生産頭数等	令和12年度（4月～3月）

別記様式第 1 号

計 画 期 間

令和〇年度～令和 12 年度

〇〇県（都道府）酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和〇〇年〇〇月

〇〇（都道府）県

※ 本様式は、計画作成のための参考様式となりますので、必ずしもすべての項目を記載する必要はありません。

別記様式第 1 号

計 画 期 間

令和〇年度～令和 1 2 年度

〇〇県（都道府）酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和〇〇年〇〇月

〇〇（都道府）県

(新設)

## 目次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
  - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
  - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代化な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
  - 1 酪農経営方式
  - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
  - 1 乳牛
  - 2 肉用牛
- V 飼料の自給度の向上に関する事項
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
  - 1 集送乳の合理化
  - 2 乳業の合理化等
  - 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

## 目次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
  - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
  - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代化な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
  - 1 酪農経営方式
  - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
  - 1 乳牛
  - 2 肉用牛
- V 国産飼料基盤の強化に関する事項
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
  - 1 集送乳の合理化
  - 2 乳業の合理化等
  - 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

(略) 【文中や表中の平成から令和へ変更や同じ趣旨の軽微な様式の修正については、省略】

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

経営モデル	経営概要				
	経営形態	飼養形態			
		経産牛頭数	飼養方式	外部化 ※飼養管理におけるもの	給与方式
		頭			(ha)

生産性指標								
牛		飼料						
経産牛1頭 当たり乳量	更新産次	作付け体系及 び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含 む	外部化 ※飼料生産における もの	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	(削除)
kg	産	kg	ha			%	%	(削除)

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

(略) 【文中や表中の平成から令和へ変更や同じ趣旨の軽微な様式の修正については、省略】

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

目指す経営の姿	経営概要				
	経営形態	飼養形態			
		経産牛頭数	飼養方式	外部化 (新設)	給与方式
		頭			(ha)

生産性指標								
牛		飼料						
経産牛1頭 当たり乳量	更新産次	作付け体系及 び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含 む	外部化 (新設)	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	経営内堆肥 利用割合
kg	産	kg	ha			%	%	割

生産性指標							備考
人							
生産コスト	労働	経営					
生乳1kg当たり費用合計 (現状との比較)	経産牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業 所得	主たる従事者1人当 たり所得	
円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	

- (注) 1. 「経営モデル」について、持続的な経営を実現するモデルとして、基本方針本文p.32～37を参考に経営類型の特徴を記入。
2. 「経営形態」について、「家族経営」「法人経営」のいずれかを記入。
3. 「飼養形態」について、輸入飼料に過度に依存しない 耕畜連携も含めた国産飼料の積極的な活用やスマート農業技術、外部支援組織の効果的活用等の実施を念頭に記入。
4. 「人」について、「労働」は、「総労働時間/経産牛頭数」により経産牛1頭あたり飼養労働時間(飼料生産にかかるとも含む)を算出。
- 削除
- 削除

【以下「2 肉用牛経営方式」についても同様の修正】

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

(略)

(注) 「飼養農家戸数」欄の( )には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入。

(注) 「1戸当たり平均飼養頭数③/②」は、必ずしも総頭数に限らず、成牛や経産牛でも可。

生産性指標							備考
人							
生産コスト	労働	経営					
生乳1kg当たり費用合計 (現状との比較)	経産牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業 所得	主たる従事者1人当 たり所得	
円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
- 新設
- 新設
- 新設
2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の表のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

【以下「2 肉用牛経営方式」についても同様の修正】

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

(略)

(注) 「飼養農家戸数」欄の( )には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

新設

(2) 乳牛の飼養規模の拡大に関する措置

第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述。

(削除)

(削除)

(削除)

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

(略)

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大に関する措置

第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述。

(削除)

(削除)

(削除)

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料作物の作付面積等の目標

	現在	目標 (令和12年度)
飼料作物の作付面積	ha	ha
飼料作物の生産量	TDN トン	TDN トン
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述すること。

① 規模拡大のための取組

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

(略)

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述すること。

① 規模拡大のための取組

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

	現在	目標 (令和12年度)
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
飼料自給率	乳用牛	%
	肉用牛	%
飼料作物の作付延べ面積	ha	ha

2 具体的な措置

第1の3の(5)の記載上の注意を参照の上、各都道府県において、地域の実情に応じた重点化する取組を設定し、可能な限り具体的に記述。

(削除)

(削除)

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

(略)

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

(略)

(2) 具体的な措置

第1の3の(6)の乳業の合理化についての記載上の注意を参照の上、記述。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名称	開設者	(削除)	年間開催日数					
			肉専用種			乳用種等		
			初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
			日	日	日	日	日	日

2 具体的な措置

第1の3の(5)の記載上の注意を参照の上、各都道府県において重点化する取組を中心に可能な限り具体的に記述すること。

①粗飼料基盤強化のための取組

②輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

(略)

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

(略)

(2) 具体的な措置

第1の3の(6)の乳業の合理化についての記載上の注意を参照の上、記述すること。特に、乳業施設の更新が遅れている中小・農協系乳業におけるHACCPを導入した施設への再編・合理化を促進する具体的な措置について、可能な限り定量的な目標とともに記述すること。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名前	開設者	登録年月日	年間開催日数					
			肉専用種			乳用種等		
			初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
			日	日	日	日	日	日

計	ヶ所								
---	----	--	--	--	--	--	--	--	--

年間取引頭数（令和〇年度）						
肉専用種			乳用種等			
成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
日	頭	頭	頭	頭	頭	頭
				( )	( )	( )

(略)

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理施設の現状

名称	設置者	〔 削 除 〕	年間稼働日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ② ／ ①	部分肉処理能力 1日当たり		部分肉処理実績 計		稼働率 ④ ／ ③
				① うち牛	② うち牛	③ うち牛	④ うち牛		① うち牛	② うち牛			
計	ヶ所												

(注) (削除)

1. 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載。「うち牛」についても同じ。

計	ヶ所								
---	----	--	--	--	--	--	--	--	--

年間取引頭数（令和〇年度）						
肉専用種			乳用種等			
成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
日	頭	頭	頭	頭	頭	頭
				( )	( )	( )

(略)

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者	設 置 年 月 日	年間稼働日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ② ／ ①	部分肉処理能力 1日当たり		部分肉処理実績 計		稼働率 ④ ／ ③
				① うち牛	② うち牛	③ うち牛	④ うち牛		① うち牛	② うち牛			
計	ヶ所												

(注) 1. 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

2. 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載すること。「うち牛」についても同じ。

<p>イ 食肉処理施設の<u>施設整備</u>目標</p> <p>(ア) 目標年における<u>施設整備</u>目標(部分肉流通・稼働率の向上を含む)及び<u>施設整備</u>計画のある都道府県にあっては、その計画について記述。</p> <p>(イ) 卸売市場整備計画のある都道府県にあっては、その計画について記述。</p> <p>(略)</p> <p>VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 計画期間内に重点的に取り組む事項</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>【事項番号○※ (対象地域： )】 ※ 事項番号は、第1の3の(1)の番号を記載。</p> <p>【事項番号○ (対象地域： )】</p>	<p>イ 食肉処理加工施設の<u>再編整備</u>目標</p> <p>(ア) 目標年における<u>再編整備</u>目標(部分肉流通・稼働率の向上を含む)及び<u>再編整備</u>計画のある都道府県にあっては、その計画について記載すること。</p> <p>(イ) 卸売市場整備計画のある都道府県にあっては、その計画について記述<u>すること</u>。</p> <p>(略)</p> <p>VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 計画期間内に重点的に取り組む事項</p> <p><u>注：第1の3の(1)の⑦に関し、都道府県において独自に牛肉・牛乳乳製品の輸出目標等を定め、取組を強化している場合、現在の輸出量(kg)又は輸出額(百万円)、定めている目標(目標年、輸出量(kg)又は輸出額(百万円))及び具体的取組について記述するものとする。</u></p> <p>【事項番号○※ (対象地域： )】 ※ 事項番号は、第1の3の(1)の番号を記載<u>すること</u>。</p> <p>【事項番号○ (対象地域： )】</p>
--	---

## 別記様式第 2 号

(都道府県計画を協議する場合)

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の協議書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県(都道府)知事  (削除) 

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和 29 年法律第 182 号)第 2 条の 3 第 4 項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(都道府県計画の変更協議をする場合)

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の協議書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県(都道府)知事  (削除) 

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和 29 年法律第 182 号)第 2 条の 3 第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

## 別記様式第 2 号

(都道府県計画を協議する場合)

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の協議書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県(都道府)知事  印 

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和 29 年法律第 182 号)第 2 条の 3 第 4 項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(都道府県計画の変更協議をする場合)

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の協議書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇県(都道府)知事  印 

〇〇県(都道府)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和 29 年法律第 182 号)第 2 条の 3 第 5 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式第3号

計 画 期 間  
令和〇年度～令和12年度

〇〇県（都道府）酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和〇〇年〇〇月

〇〇市（町村）

※ 本様式は、計画作成のための参考様式となりますので、必ずしもすべての項目を記載する必要はありません。 (新設)

別記様式第3号

計 画 期 間  
令和〇年度～令和12年度

〇〇県（都道府）酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和〇〇年〇〇月

〇〇市（町村）

## 目次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標
  - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
  - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
  - 1 酪農経営
  - 2 肉用牛経営
- IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
  - 1 乳牛
  - 2 肉用牛
- V 飼料の自給度の向上に関する事項
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
  - 1 集送乳の合理化
  - 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

## 目次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標
  - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
  - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標
  - 1 酪農経営
  - 2 肉用牛経営
- IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
  - 1 乳牛 (乳肉複合経営を含む)
  - 2 肉用牛
- V 国産飼料基盤の強化に関する事項
- VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
  - 1 集送乳の合理化
  - 2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

(略) 【文中や表中の目標欄を平成から令和へ変更するなどの軽微な更新については、省略する】

III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式

単一経営

経営モデル	経営概要				
	経営形態	飼養形態			
		経産牛頭数	飼養方式	外部化 ※飼養管理におけるもの	給与方式
		頭			(ha)

生産性指標								
牛		飼料						
経産牛1頭 当たり乳量	更新産次	作付け体系及 び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化 ※飼料生産における もの	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	(削除)
kg	産	kg	ha			%	%	(削除)

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

(略) 【文中や表中の目標欄を平成から令和へ変更するなどの軽微な更新については、省略する】

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

目指す経営の姿	経営概要				
	経営形態	飼養形態			
		経産牛頭数	飼養方式	外部化 (新設)	給与方式
		頭			(ha)

生産性指標								
牛		飼料						
経産牛1頭 当たり乳量	更新産次	作付け体系及 び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化 (種類)	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	経営内堆肥 利用割合
kg	産	kg	ha			%	%	割

生産性指標							備考
人							
生産コスト	労働	経営					
生乳1kg当たり費用合計 (現状との比較)	経産牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当 たり所得	
円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	

- (注) 1. 「経営モデル」について、持続的な経営を実現するモデルとして、基本方針本文p.32～37を参考に経営類型の特徴を記入。
2. 「経営形態」について、「家族経営」「法人経営」のいずれかを記入。
3. 「飼養形態」について、輸入飼料に過度に依存しない 耕畜連携も含めた国産飼料の積極的な活用や スマート農業技術、外部支援組織の効果的活用等の実施を念頭に記入。
4. 「人」について、「労働」は、「総労働時間/経産牛頭数」により経産牛1頭あたり飼養労働時間(飼料生産にかかる労働時間も含む)を算出。
- 削除
- 削除

【以下「2 肉用牛経営方式」についても同様の修正】

IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(略)

(注) 「飼養農家戸数」欄の( )には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入。

(注) 「1戸当たり平均飼養頭数③/②」は、必ずしも総頭数に限らず、成牛や経産牛でも可。

生産性指標							備考
人							
生産コスト	労働	経営					
生乳1kg当たり費用合計 (現状との比較)	経産牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者1人当 たり所得	
円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円	

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
- 新設
- 新設
- 新設
2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の表のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

【以下「2 肉用牛経営方式」についても同様の修正】

IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(略)

(注) 「飼養農家戸数」欄の( )には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

新設

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述。

(削除)

(削除)

(削除)

2 肉用牛

(略)

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大に関する措置

第1の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述。

(削除)

(削除)

(削除)

V 飼料の自給度の向上に関する事項

1 飼料作物の作付面積等の目標

		現在	目標 (令和12年度)
飼料作物の作付面積		ha	ha
飼料作物の生産量		TDN トン	TDN トン
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

第2の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述すること。

① 規模拡大のための取組

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

2 肉用牛

(略)

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

第2の3の(4)の記載上の注意を参照の上、具体的に記述すること。

① 規模拡大のための取組

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標 (令和12年度)
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
飼料自給率	乳用牛	%	%
	肉用牛	%	%
飼料作物の作付延べ面積		ha	ha

<p>2 具体的な措置</p> <p>第1の3の(5)の記載上の注意を参照の上、各市町村において、<u>地域の実情に応じて重点化する取組を設定し、可能な限り具体的に記述。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>2 具体的な措置</p> <p>第1の3の(5)の記載上の注意を参照の上、各都道府県において重点化する取組を<u>中心に可能な限り具体的に記述すること。</u></p> <p><u>①粗飼料基盤強化のための取組</u></p> <p><u>②輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組</u></p>
<p>VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置</p> <p>1 集送乳の合理化</p> <p>第2の3の(6)の集送乳の合理化についての記載上の注意を参照の上、都道府県計画との整合性を図りながら、流通コストの低減に資するための具体的な措置について記述。</p> <p>2 肉用牛の合理化のための措置</p> <p>(略)</p>	<p>VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置</p> <p>1 集送乳の合理化</p> <p>指定生乳生産者団体の取組及び都道府県計画との整合性を図りながら、流通コストの低減に資するための具体的な措置について<u>記述すること。</u></p> <p>2 肉用牛流通の合理化のための措置</p> <p>(略)</p>
<p>VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項</p> <p>(略)</p>	<p>VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項</p> <p>(略)</p>

別記様式第4号

(市町村計画を協議する場合)

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の協議書

番 号

年 月 日

〇〇県(道都府)知事 殿

〇〇市(町村)長 削除

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第4項において準用する第2条の3第4項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

別記様式第4号

(市町村計画を協議する場合)

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の協議書

番 号

年 月 日

〇〇県(道都府)知事 殿

〇〇市(町村)長 印

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第4項において準用する第2条の3第4項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(市町村計画の変更協議をする場合)

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の協議書

番 号  
年 月 日

〇〇県(道都府)知事 殿

〇〇市(町村)長 削除

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律182号)第2条の4第4項において準用する第2条の3第4項及び第5項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(市町村計画の変更協議をする場合)

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の協議書

番 号  
年 月 日

〇〇県(道都府)知事 殿

〇〇市(町村)長 印

〇〇市(町村)における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画の変更の案を作成したので、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律182号)第2条の4第4項において準用する第2条の3第4項及び第5項の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。